

山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策費助成金制度

新型コロナウイルス感染防止対策に必要な物品等の購入経費に対する、山陽小野田市独自の助成金制度の受付を11月16日(月)から開始しています。 環境課 (☎ 82-1144)

<p>対象者</p>	<p>次の①～③の全てに該当する事業主 ①申請時点においてすでに事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること ②不特定多数の顧客に対し、対面販売または対面サービスを行う店舗や事業所を市内に有していること(移動販売車を含む) ③申請する店舗や事業所を山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度に登録する、またはすでに登録していること ※暴力団その他反社会的勢力に該当しないこと等の要件があります。 ※中小企業者に限らず申請できます。 ※医療、福祉、宿泊、交通事業等、国または県の補助制度がある業種については申請の対象外です。</p>
<p>対象となる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店応援制度の登録に必要な取組を実施するために要する、次に示す物品や機器の購入費(送料や設置費用を含む) これらを自作する場合に必要な材料費も対象 <p>【例】非接触型体温計、サーモカメラ、手指消毒用自動アルコール噴霧器、アクリル板、ビニールカーテン等 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入したものが対象です。 ※マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液等の消耗品費や振込手数料は対象外です。</p>
<p>助成率</p>	<p>10分の9</p>
<p>助成金額</p>	<p>■飲食店 1店舗あたり上限 90,000 円 (助成対象経費 100,000 円まで) ■飲食店以外 1店舗あたり上限 45,000 円 (助成対象経費 50,000 円まで) ※千円未満の端数金額は切捨てです。</p>
<p>申請期限</p>	<p>令和3年3月31日(水)</p>
<p>申請方法</p>	<p>【窓 口】環境課、小野田商工会議所、山陽商工会議所に必要書類を提出 (環境課以外は書類の受領のみ) 【郵 送】〒756-8601 山陽小野田市役所 環境課 【メール】k-corona@city.sanyo-onoda.lg.jp</p>
<p>必要書類</p>	<p>支給申請書、対象経費内訳表、誓約書兼同意書、営業活動を証する書類の写し、本人確認書類の写し(個人事業主のみ)、助成対象経費にかかる領収書の写し、購入物品自体および店内の設置場所が確認できる写真、振込先口座が確認できる通帳の写し等 ※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。</p>